

令和7年度 “宗業”者応援補助金



宗像市は「創業できる街」を目指し、宗像市商工会、市内金融機関、その他支援機関等と連携して、創業する方を応援しています。業種は不問。新しいビジネスモデルも大歓迎です。
”宗業”（宗像で創業）する方の費用の一部を補助します！



対象者

- ① 交付申請時と同年度に宗像市内で創業を予定している個人
 - ② 宗像市内で創業後、1年未満の個人または会社
 - ③ 事業開始後5年未満であり、宗像市内で法人成り後1年未満の会社または交付申請時と同年度に宗像市内で法人成りしようとする個人
- ※個人の場合には、宗像市内に住所を有する、またはその予定であることが必要 ※②③は申請日時点



対象
経費

補助対象経費

具体例

補助対象経費	具体例
① 委託費	司法書士・行政書士等への書類作成委託、試作品製造委託 など
② 工事費	内外装工事、水道工事、電気工事 など
③ 備品購入費	機械設備購入費、備品購入費 など ※対象外：PC、タブレットPC及び周辺機器(LAN、wi-fi、ルーター、サーバー、webカメラ、ディスプレイなど)、その他汎用性の高いもの、リース料 など
④ 広報費	広報物（チラシ・のぼりなど）作成・購入費、HP作成費、広報物掲載料 など
⑤ 事務所等賃貸料	駐車場、共益費、管理費含む（賃貸借契約書の写しが必要） ※1親等以内の親族が所有するものに係る経費を除く

※消費税、地方消費税等、税金に係る部分は対象外です。



補助率
上限額

	補助率	上限額
通常枠	補助対象 経費の1/2	30万円
SDGs推進枠		40万円

※通常枠・SDGs推進枠の同時申請はできません

募集
期間

令和7年6月2日(月)～

令和7年12月26日(金)

【※当日消印有効】



申請～
事業実施
まで

① 申請準備

- ・申請書等の他、**支援機関（※）の支援**によって作成された最新の「創業事業計画書」を提出いただきます。こちらは各支援機関へご連絡をお願いします。
- ・申請には、「**特定創業支援等事業**」を受けたことの**証明書**が必要です。**取得までに1ヶ月以上要します**ので、補助金の申請をご検討の方は、お早目に支援機関にご相談下さい。

※支援機関…fabbit宗像または宗像市商工会

② 申請・審査・交付決定

- ・申請受付後、審査を行い、交付・不交付を決定いたします。
- ・審査の際には、申請書の内容について問い合わせることがあります。
- ・審査結果は個別に通知します（申請締め切りから3週間を目途に通知）

③ 事業実施（交付決定日～令和8年3月31日）

- ・補助金の交付決定後、速やかに事業を開始してください。補助対象事業の内容を変更する場合は、変更の承認を受けなければなりません。

④ 事業完了後

- ・事業完了後、完了報告書に必要な書類を添えて提出してください。
- ・補助金交付後、翌年度から3年間は事業を続け、1年毎に報告書を提出いただきます。

問い合わせは
こちらまで

【申請について】

宗像市役所 産業政策課 商工観光係 TEL:0940-36-0037

【創業事業計画書について】（事前に電話予約が必要です）

宗像市商工会 TEL:0940-36-2268

fabbit宗像 TEL:0940-62-6030

宗像市の
創業支援について



注意事項

- ・本補助金の交付は、通常枠・SDGs推進枠にかかわらず1回までです。
(過去に本補助金の交付を受けたことがある場合も含まれます。)
- ・通常枠とSDGs推進枠の両方に同時に申請することはできません。
- ・補助対象経費は、当該事業に必要な経費であって、交付決定日以降に発生した経費のみです。
- ・補助対象経費の具体例は一部です。対象になるかどうかのご確認は、お問い合わせ下さい。
- ・自宅兼店舗に係る対象経費には制限があります。
- ・原材料費、テイクアウトの容器など消耗品費は対象外です。

補助対象者

※事業承継に伴う創業等、対象外となる場合があります。

- (1)交付申請時と同年度に宗像市内で創業を予定している個人
 - (2)宗像市内で創業後、1年未満の個人または会社
 - (3)事業開始後5年未満であり、宗像市内で法人成り後1年未満の会社または交付申請時と同年度に宗像市内で法人成りしようとする個人
- ※個人の場合には、宗像市内に住所を有する、またはその予定であることが必要
※(2)(3)は申請日時点

上記の(1)(2)(3)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者

- ①次のいずれかに該当すること
 - ア 市内に住所及び主たる事業所を有する、又は当該年度内に有する予定の個人
 - イ 市内に主たる事業所を有する、又は当該年度内に主たる事業所を設立する予定の法人
- ②宗像市特定創業支援等事業に係る証明書が発行された者
- ③市税の滞納がないこと
- ④暴力団員ではない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

補助対象事業

創業に係る事業であって以下の要件を全て満たすもの

- (1)実効性が高く、需要や雇用等を生み出す見込みのある事業
- (2)fabbit宗像または宗像市商工会の支援のもと作成された創業事業計画に則り実施される事業
- (3)金融機関からの資金調達又は自己資金で事業の実施が十分見込める計画であること
- (4)次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教的活動または政治的活動を目的とするもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業
 - ウ フランチャイズ又はこれに類する契約に基づくもの

審査について

申請書類等を元に、次の項目に着目して審査・選考を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。

- 【通常枠】
- (1)地域経済への波及効果、雇用の創出効果；地域経済の活性化に資する事業であること。新たな雇用が見込まれる計画であること
 - (2)実現可能性：商品、サービスの実施内容が具現化できるものであること。ターゲットとなる顧客や市場が明確であること
 - (3)収益性：事業全体の収益性の見通し、自己資金、借入金の確保について妥当性と信頼性があること
 - (4)創業者の資質：創業の動機、意欲、事業目的が明確であること、必要な知識、技術の習得を含めた準備を行ってきたこと
 - (5)創業への意欲：商工会の支援を受け、真摯に取り組んでいること。地域課題を的確に捉え、解決する意欲があること
- 【SDGs推進枠】上記(1)～(5)に加え、(6)SDGs達成に貢献すること

SDGs推進枠について

【SDGs推進枠】とは、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する取組を行う事業のための申請枠です。
申請する場合は、補助事業計画書に、SDGsの17の目標のうち、申請する補助事業が関わる目標（ゴール）の番号と、その目標（ゴール）達成にどのように貢献するのかを具体的に記載してください。
審査においては、通常枠での審査項目に加えて、SDGs達成に貢献するかを審査します。

■ 審査項目(6)SDGs達成に貢献するか ～審査の視点～

- ・「宗像市SDGs未来都市計画」に掲げられている「2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール」のうち、いずれかの目標（ゴール）が含まれているか（右表参照）
- ・SDGs推進に事業者が主体的に取り組んでいるか
- ・複数のSDGs達成に貢献するか
- ・「誰一人取り残さない」という視点が含まれているか
- ・経済・社会・環境の3側面の統合的解決を目指す視点があるか。また、市の総合計画に掲げる「まちづくりの柱」と複合的に調和させるものであるか。

持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

※太字は、「宗像市SDGs未来都市計画」に掲げられている「2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール」です。